

動産の取得の追認について

1 議案の概要

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する予定価格が2千万円以上の動産の買入れに該当するにもかかわらず、平成26年度から令和5年度までの間、教師用の教科書・指導書を議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。

つきましては、動産の取得について追認していただくため議会に議案を提出するものです。

2 対象となる動産の取得

件名	金額	契約日
平成27年度使用 教師用教科書・指導書 (その1)	28,640,228円	H27.3.16
平成27年度使用 教師用教科書・指導書 (その2)	28,371,664円	H27.3.16
平成28年度使用 教師用教科書・指導書 (その1)	21,401,333円	H28.3.15
令和2年度使用 教師用教科書・指導書 (その1)	30,223,730円	R2.3.24
令和2年度使用 教師用教科書・指導書 (その2)	29,818,386円	R2.3.24
令和3年度使用 教師用教科書・指導書 (その1)	23,443,034円	R3.3.24
令和6年度使用 教師用教科書・指導書 (その1)	30,703,386円	R6.3.13
令和6年度使用 教師用教科書・指導書 (その2)	29,022,933円	R6.3.13